

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容	防災管理点検表示の除去・消印命令	
根拠法令等及び条項	消防法第36条第6項において準用する第8条の2の2第4項	
処分基準	根拠条項	消防法第36条第6項において準用する第8条の2の2第4項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>消防法 第8条の2の2</p> <p>4 消防長又は消防署長は、防火対象物で第2項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付すべきことを命ずることができる。</p>	
	<p>第36条</p> <p>4 第1項の建築物その他の工作物のうち第8条の2の2第1項の防火対象物であるものにあつては、同条第2項及び第1項において準用する同条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の規定による点検と併せて第1項において準用する同条第1項の規定による点検(その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物全体(第8条の2の3第1項又は第1項において準用する同条第1項の規定による認定を受けた部分を除く。))についての第8条の2の2第1項の規定による点検と併せて第1項において準用する同条第1項の規定による点検)が行われ、その結果、防火対象物点検資格者及び防災管理点検資格者により点検対象事項がいずれの点検基準にも適合していると認められた場合に限り、総務省令で定めるところにより、点検を行つた日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができる。</p> <p>6 第8条の2の2第3項及び第4項の規定は、前2項の表示について準用する。</p>	